

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、
地域計画の変更をしたので、同条第 7 項の規定により地域計画変更計画の案を公告
し、次のとおり縦覧に供する

なお、本地域計画は以下のとおり一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 4 日

富士見町長 渡 辺 葉

1 地域計画を変更した地区

富士見地区

2 縦覧場所

富士見町役場産業課営農推進係窓口（庁舎 2 階）

※地域内の農業を担う者一覧と目標地図は窓口のみ